

28企企発第27号
平成28年8月2日

清瀬市行政評価外部評価委員会 委員長 殿

清瀬市長 渋谷 金太郎

平成28年度清瀬市行政評価外部評価について (諮問)

清瀬市行政評価外部評価実施要綱（平成24年5月31日訓令第60号）第7条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 諮問事項 平成28年度清瀬市行政評価外部評価について
- 2 諮問事由 行政評価制度について、行政枠内のみでの改善作業に留まらず、広く市民の視点に立った改善に努めるべく外部評価委員会を設置しました。つきましては、平成28年度評価対象施策の外部評価について、上記規定に基づき諮問致します。